

※「職歴報告書」記入上の注意

1. 職歴には、在学中のアルバイトは含みません。
2. 初任給に一定の額が加算される職歴とは、週29時間以上勤務する雇用形態であることがおおよその目安となります。ただし、勤務内容によっては、これ以外の基準による場合があります。
3. 育児休職・病気休職など在职中に勤務しなかった期間（1か月以上）があれば、職務内容欄にその旨を記入してください。
4. 1枚に収まらない場合は、複数枚にすべての職歴を記載し提出してください。
5. 職歴のない場合は「職歴なし」と記載して必ず提出してください。

※「在職証明書」記入上の注意

1. この証明書は「職歴報告書」に記載した勤務先ごとに作成してください。
2. 証明者は勤務先（事業主側）となります。
3. 職歴のない人は提出する必要はありません。
4. 2箇所以上の勤務先がある人は、複数枚の提出となります。
5. 育児休職・病気休職など在职中に勤務しなかった期間（1か月以上）があれば、職務内容欄にその旨を記入してください。
6. 会社の解散等で在職証明書を入手できないときは、厚生年金の加入期間を証明できるもの（日本年金機構の年金事務所で発行される場合があります。）のほか、雇用形態、週の勤務時間、勤務期間等を証明できる書類を添付してください。なお、この場合、別途書類の提出を依頼する場合があります。